

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社山崎建設	代表取締役 山崎 芳夫	高知県知事許可 (般－５)第６号	高岡郡四万十町桧生原 48

□

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和６年１０月２４日から令和６年１２月２３日まで (２月)
指名停止の理由	有限会社山崎建設は、高知県須崎土木事務所四万十町事務所発注の「県道小味野々川口線（トウカゴ橋下部工）防災・安全交付金工事（道交地防安（１.５車）第１０３-０２８-１２号）」において、完成検査後、工事目的物に瑕疵があることが判明したため。 ※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第１条規定の別表第１の第２号（過失による粗雑工事）に該当 同要綱の取扱いの別表第１関係２の（１）（県発注工事に係る過失による粗雑工事）に該当

□